

(胎内市附属機関等の会議の公開等に関する規程 別記様式)

附属機関等の会議の開催情報

令和4年度第2回社会教育委員会・公民館運営審議会の日程をお知らせします。

会議の名称	令和4年度第2回社会教育委員会・公民館運営審議会
開催日時	令和4年9月29日(木) 午後3時30分から
開催場所	黒川庁舎 2階 大会議室 (胎内市黒川1410番地)
議題	(1) 役員選任 (2) 社会教育団体懇談会「あづまるで〜」開催計画について (3) 社会教育委員企画ハロウィンイベント開催計画について (4) その他 ※都合により、内容が変更になり場合があります。
会議の公開・非公開の区分	全部公開 (ただし、議決により非公開となる場合もあります※)
会議の全部又は一部を非公開とする場合は、その理由	※審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第2号に該当する不開示情報(個人に関する情報であつて、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの)が含まれるため。
傍聴人の定員	3人
傍聴手続	上記の開催予定時刻までに会場へお越しください。 傍聴の受付は、先着順により行います。
お問い合わせ	胎内市教育委員会 生涯学習課社会教育係 TEL 0254-43-2711 (内線2200) E-mail community@city.tainai.lg.jp
その他	後日、市ホームページに会議概要等を掲載します。

※「非公開の場合その理由」欄の記入例

- (1) 法令(条例・規則)の規定により非公開とされているため。
- (2-1) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第1号に該当する不開示情報(法令(条例)の規定により公開することができない情報)が含まれるため。
- (2-2) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第2号に該当する不開示情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの)(個人に関する情報であって、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの)が含まれるため。
- (2-3) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第3号に該当する不開示情報(法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、その法人又は個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの)が含まれるため。
- (2-4) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第4号に該当する不開示情報(市又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの)が含まれるため。
- (2-5) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第5号に該当する不開示情報(事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国又は他の公共団体の機関における審議、調査、検討等に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの)が含まれるため。
- (2-6) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第6号に該当する不開示情報(市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの)が含まれるため。
- (2-7) 審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第7号に該当する不開示情報(公開することにより、個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報)が含まれるため。
- (3) 公開することにより、公正かつ適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められるため。